千葉市職員旧姓使用取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，職員が婚姻，養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により，戸籍上の氏を改めた後も，引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。

（旧姓使用の承認の申請）

第２条　職員は旧姓を使用しようとするときは，旧姓使用承認申請書（様式第１号）（以下「承認申請書」という。）により，市長の承認を受けなければならない。

２　承認申請書は，原則として，千葉市職員服務規程第４条第２項の履歴事項変更届に添えて，所属長を経由して人事課長に提出するものとする。

３　採用時において，既に婚姻等により戸籍上の氏を改めている職員が旧姓を使用しようとするときは，前項の規定にかかわらず，採用後速やかに，承認申請書に戸籍上の氏を改めたことを証する書類を添付して，所属長を経由して人事課長に提出するものとする。

（旧姓使用の承認）

第３条　市長は，旧姓の使用を承認したときは，旧姓使用承認通知書（様式第２号）により，所属長を経由して当該承認を受けた職員（以下「旧姓使用者」という。）に通知するものとする。

（承認の取消）

第４条　市長は，職務遂行上支障があると認めるときは，旧姓使用者の旧姓使用の承認を取り消すことができる。

（旧姓使用の中止）

第５条　旧姓使用者は，旧姓の使用を中止しようとするときは，旧姓使用中止届（様式第３号）を所属長を経由して人事課長に提出しなければならない。

２　戸籍上の氏を改めた場合を除き,前項の規定により旧姓の使用を中止した職員は，原則として，再び同じ旧姓を使用することはできない。

（旧姓使用の範囲）

第６条　旧姓を使用できる文書等は，法令等に抵触するおそれがなく，職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるもので総務局長が定めるものとする。

（責務）

第７条　旧姓使用者は，旧姓の使用に当たって，市民及び職員等に誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。

２　所属長は，所属職員の旧姓の使用に関し，適切な運用が図られるよう努めなければならない。

（他の任命権者から承認を受けた職員の取扱い）
第８条　市長以外の任命権者から旧姓の使用の承認を受けた職員は，当該承認を受けたことを証する文書等を所属長を経由して人事課長に提出することにより，市長が旧姓の使用を承認したものとみなし，第２条及び第３条の規定による手続きを省略することができるものとする。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか，旧姓の使用に関し必要な事項は，総務局長が別に定める。

附　則
１　この要綱は，平成１４年４月１日から施行する。
２　この要綱の施行日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員のうち，旧姓を使用しようとする職員は,この要綱の施行の日から平成１４年７月１日までの間に,第　２条１項の規定に基づく旧姓使用承認申請書を市長に提出することにより承認を受　けることができるものとする。この場合においては，第２条２項の規定にかかわらず,千葉市職員服務規程第４条第２項の履歴事項変更届の提出は要しないものとする。

附　則
この要綱は，平成２６年８月１日から施行する。

（様式第１号）（第２条関係）

旧姓使用承認申請書

所属長印又は署名	

令和　　年　　月　　日

千葉市長　　様

所　　属
職　　名
職員ｺｰﾄﾞ
氏　　名
(戸籍上の氏名)

千葉市職員旧姓使用取扱要綱第２条第１項の規定により，下記のとおり旧姓を使用したいので，申請します。

記

１　使用する旧姓

２　戸籍上の氏の変更年月日

３　戸籍上の氏の変更理由

（様式第2号）（第3条関係）

旧姓使用承認通知書

令和　　年　　月　　日

（戸籍上の氏名）様

千 葉 市 長

令和　　年　　月　　日付にて申請のあった旧姓の使用については、下記のとおり承認したので通知します。

記

1　使用する旧姓

2　使用開始年月日　　令和　　年　　月　　日

（様式第３号）（第５条関係）

旧姓使用中止届

所属長印又は署名	

令和　　年　　月　　日

千葉市長　　様

所　　属
職　　名
職員ｺｰﾄﾞ
氏　　名
(戸籍上の氏名)

千葉市職員旧姓使用取扱要綱第５条の規定により，下記のとおり旧姓の使用を中止したいので，届け出ます。

記

１　使用を中止する旧姓

２　使用を中止する理由